

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社千趣会		コード	8165
提出日	2023/3/9	異動(予定)日	2023/3/30	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	寺川尚人	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
2	堀口育代	社外取締役	○															○		有
3	高杉信匡	社外取締役	○															○		有
4	清水万里夫	社外監査役	○													△				有
5	滝口広子	社外監査役	○														○			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		寺川尚人氏は、ソニー㈱入社以来、グループ関連会社等の取締役などを歴任しており、一貫して人事・労務業務に従事し、新規事業の立ち上げや本構造改革、グループ経営の制度設計の導入、運営をリードしてまいりました。ソニー㈱退社後も数多くの会社の取締役等を歴任しております。同氏は、特に企業経営や企業戦略、人的資本への投資、IT分野、リスクマネジメント領域における専門的な観点と、豊富な知見・経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を主導する役割を担っていただく予定です。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
2		堀口育代氏は、㈱リクルート入社後、広報を担当、㈱ベネッセコーポレーションでは編集・メディア業務を中心に携わり、様々な事業の立ち上げや運営を経験、その後執行役員として通販事業本部を設立、その後生活領域を担当する本部長として事業・戦略立案と運営、フルフィルも含めた運営を経験しております。現在は㈱くふうカンパニーグループで主に生活領域、メディア事業等の多くの会社の経営を担っております。同氏には、企業経営や企業戦略、お客様とのリレーション構築やライフスタイル提案、IT分野等における専門的な観点や豊富な知見・経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
3		高杉信匡氏は、弁護士の資格を有しており、数多くの企業の再生案件、M&A案件、企業再編、事業承継等において企業のサポートを行っております。同氏は、弁護士として、会社法・コーポレート・ガバナンス等の企業法務やリスクマネジメント領域に関する専門的な観点や見識、数多くの企業再生に経営陣として参画した経験や、M&Aにおけるファイナンス・会計業務に関する幅広い知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
4	社外監査役清水万里夫氏は、過去に当社の会計監査人である新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に所属しておりました。当社と同監査法人との間には、監査報酬の支払い等の取引関係があります。しかしながら、当社グループが支払った監査報酬等が同監査法人の総収入における割合は、1%未満であります。	清水万里夫氏は、公認会計士として会社経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識をもとにした、財務、会計に関する専門性を当社の監査体制に発揮していただいております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、会社法に基づいて会社経営に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。
5	社外監査役滝口広子氏は、弁護士法人北浜法律事務所パートナーであり、弁護士法人北浜法律事務所とは法律顧問契約を締結しておりますが、当該顧問料及びその他の報酬額を合わせても同弁護士法人の総収入における割合は、1%未満であります。	滝口広子氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレート全般、争訟、行政分野に関する多くの案件に取り組み、様々な企業間取引へのアドバイス、多数の企業M&Aや、自治体等の行政側へのサポートを行っております。同氏の豊富な経験と見識により、客観的な立場から当社の経営に関する監視や有益な指摘をいただいております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として会社法に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断して、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

<p>【独立社外役員の独立性判断基準】</p> <p>当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役になる者について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、次の独立性等に関する基準を適用するものとします。</p> <p>(独立性等に関する基準)</p> <p>当社は、以下の(i)から(iv)について、社外取締役・社外監査役(候補者である場合を含む)が該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役に独立性があるものと判断します。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の兼任会社数として、(v)によるものとします。</p> <p>(i) 取引先 業務執行者として在職している会社が、当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%以上の場合</p> <p>(ii) 専門家 法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合(個人が所属する場合)は、過去3事業年度の平均で当該法人等の売上高の2%以上の場合</p> <p>(iii) 寄付の提供先 業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のうち、いずれか大きい額を超える場合</p> <p>(iv) 上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の業務執行者の近親者 2親等以内の親族が、上記(i)から(iii)又は当社若しくは当社子会社の重要な業務執行者として在職している場合、又は過去5年間において在職していた場合</p> <p>(v) 役員兼任会社数 上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)の兼任は、当社のほかに4社以内とします。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 本人が各項目に「現在・最近」に該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。